

自費介護 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所（介護派遣センターあくしゅ）とサービス利用契約の締結を希望される方にたいして、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供される介護サービスの内容など、契約にあたりご注意いただきたいことを説明するものです。

自費介護においては、下記に相当するサービスの提供を行います。

※本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく＜居宅介護、重度訪問介護、移動支援＞（以下、「サービス」という。）を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費・地域生活支援給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	- 2 -
2. 事業所の概要	- 2 -
3. 事業実施地域	- 2 -
4. 営業時間	- 3 -
5. 職員の体制	- 3 -
6. 職員の配置と基準	- 3 -
7. 自費介護サービスの内容	- 4 -
8. サービスの利用料金	- 4 -

特定非営利活動法人 しまね自立支援センター

（事業所名）介護派遣センターあくしゅ

当事業所は島根県の指定を受けています。

居宅介護・重度訪問介護事業所 3210100453

介護保険訪問介護事業所 3270103884

当事業所は松江市の指定を受けています。

移動支援事業所

1. 事業者

名称	特定非営利活動法人 しまね自立支援センター
所在地	島根県松江市大輪町392番地24
電話番号	0852-25-7797
代表者氏名	梅 紗綾花
設立年月	平成14年 1月4日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定 介護保険 訪問介護事業所 指定 障害者総合支援法 居宅介護・重度訪問介護事業所 指定 障害者総合支援法 地域生活支援事業 移動支援事業所
事業の目的	障がい者の方が生きがいを持ち、社会の一員として自立した生活を営んでいくための必要なサービスを提供する。
事業所の名称	介護派遣センターあくしゅ
事業所の所在地	島根県松江市大輪町392番地24
電話番号	0852-25-7797
管理者氏名	池本 かな子
事業所の運営方針について	障がい者の方が地域で平等に扱われ、生きがいを持って暮らしていくために、地域社会と関わりを持てるようなサポートをしていく。また、その人らしい生活が営めるよう利用者の個別支援計画に応じた居宅介護サービスを提供する。
開設年月	平成14年11月9日
事業所が行なっている業務	平成24年10月1日島根県指定 (居宅介護・重度訪問介護事業所 3210100453) 平成26年12月8日 松江市指定 (移動支援事業所) 平成29年9月1日 松江市指定 (訪問介護事業所 3270103884)

3. 事業実施地域……松江市

4. 営業時間

(1) 事業所窓口

営業日	月～金 ※土・日・祝日及び振り替え休日と、夏季（8月13日～15日）、 年末年始（12月29日～1月3日）は除く
営業時間	9時～17時

(2) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休 365日
サービス提供日	0時～24時

5. 職員の体制

職名	職務内容	勤務時間
管理者 (サービス提供責任者 と兼務)	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。	9時～17時 緊急時には、電話等で24時間連絡が可能な体制をとります。
サービス提供責任者	事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、個別支援計画の作成等を行います。	9時～17時 緊急時には、電話等で24時間連絡が可能な体制をとります。
居宅介護従業者 (ホームヘルパー)	個別支援計画に基づいて居宅介護等のサービス提供します。	0時～24時 交代制で、24時間対応します。
事務職員	当事業所の運営に必要な事務を行います。	9時～17時

※緊急時とは、急な体調不良、事故、事件、およびそれに係るシフト調整が必要な場合を指します。それ以外のご連絡は、可能な限り勤務時間内にしていただきますようお願いいたします。

6. 職員の配置と指定基準

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名			1名
2. サービス提供責任者	2名	2名		2名
3. 居宅介護従事者（ホームヘルパー）	7名	12名	12.9 （移動支援 事業所の場 合は 11.6）	常勤換算で 5人以上
(1)介護福祉士	3名	6名		
(2)介護職員実務者研修修了者	1名	0名		
(3)介護職員初任者研修修了者	1名	2名		
(4)ホームヘルパー1級課程修了者	0名	0名		
(5)ホームヘルパー2級課程修了者	1名	2名		
(6)ホームヘルパー3級課程修了者	0名	0名		
(7)重度訪問介護員養成研修課程修了者	1名	1名		

当事業所では利用者に対して、指定サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。（重度訪問介護員養成研修課程修了者は、ヘルパー2級等他の課程を修了していない場合のみ記載しています。）

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

7. 自費介護サービスの内容

1) 身体介護

- ① 食事介助、入浴介助、排泄介助、服薬介助など
- ② 付き添い介助、散歩、行楽、観劇、映画鑑賞、墓参り、外出時の付き添い介助
- ③ 通院付き添い（公共交通機関を使用し、通院の付き添いや薬の受け取り）
- ④ 入退院支援（入退院時の準備や付き添い、入院中の見守り）

2) 生活援助

- ① 買物代行
- ② 家事援助（調理、片付け、掃除、洗濯、布団干し、ペットのお世話、庭の手入れ等）
- ③ 見守り支援（ご自宅に伺いご様子確認や見守り等）

3) その他、必要に応じて生活上のご相談に応じます。

ただし、ご相談の内容によりホームヘルパーが対応できないこともございます。

4) ホームヘルパーは医療行為や特別な資格のいる行為は行わないものとします

8. サービスの利用料金（契約書第4条参照）

（1）利用料金

30分	1,500円
延長料金	5分ごとに250円

※1回のサービスご利用は30分以上から受け付けます

【2人のホームヘルパーにより介護を行った場合】

1人のヘルパーによる介護が困難な場合、ご利用者の指示または協議において、2人のヘルパーでサービスを提供します。その場合は、2人分の利用料金をいただきます。

（2）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第4条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、実費を頂きます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。公共交通機関を使つての訪問の場合はその往復の実費を、自動車・バイク等を使つての訪問の場合は、越えた距離往復1km当たり30円をいただきます。ただし、ホームヘルパーが近隣に居住するなど特別な事情がある場合で、特定非営利活動法人しまね自立支援センター理事長が認めた場合は、この費用を徴収しないことができます。

（サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

なお、生活保護受給世帯・市町村民税非課税世帯は無料となります。

- ② 通院介助、または外出に関わる介護等においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）
- ③ 出発地（ご利用者様宅など）まで、または到着地（解散場所など）からの移動にかかるヘルパーの交通費については以下ようになります。

1) 出発地又は到着地が事業実施地域内（松江市）の場合

ヘルパーが松江市内の出発地へ向かう際の交通費、松江市内の到着地から帰る際にかかる交通費は無料となります。

2) 出発地又は到着地が事業実施地域外（松江市外）の場合

ヘルパーが松江市外の出発地へ向かう際の交通費、松江市外の到着地から帰る際の交通費はご利用者様にご負担して頂きます。

3) 利用者様の外出先にて、ヘルパーの交代を行う場合

＜事業実施地域内（松江市内）で介護交代する場合＞

ご利用者様の負担はありません。

＜事業実施地域外（松江市外）で介護交代する場合＞

交代する介護者が松江市外の外出先へ向かう際にかかる交通費、交代した介護者が松江市外の外出先から帰る際にかかる交通費はご利用者様にご負担して頂きます。

上記の1)、2)、3)のいずれもヘルパーは原則、公共交通機関を用いての移動を行います。

ご利用様へはヘルパーが公共交通機関を利用してかかった実費をご負担して頂きます。
ヘルパーの公共交通機関の利用は出発地および到着地の最寄り駅またはバス停を利用することとします。
なお、上記に該当しない場合や特別な事情がある場合は当事業所とご利用様との間でご負担して頂く交通費について、相談するものとします。